

総務常任委員会会議録

- | | | | |
|---|-------|---------------------------------------|--------------|
| 1 | 日 時 | 令和4年10月7日（金） | 9時55分～11時05分 |
| 2 | 場 所 | 安平町総合庁舎 | 議員控室 |
| 3 | 出席委員 | 工藤隆男委員長、箱崎副委員長、工藤秀一委員、小笠原委員、三浦委員、内藤委員 | |
| 4 | 欠席委員 | なし | |
| 5 | 委員外出席 | 多田議長 | |
| 6 | 傍 聴 者 | 梅森副議長 | |
| 7 | 事 務 局 | 木林事務局長、石塚課長補佐 | |
-

会議の経過

(午前9時55分)

○工藤隆男委員長 おはようございます。

○一同 おはようございます。

○工藤隆男委員長 時間がちょっと早いのですが、全員お揃いなので始めていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。今日の議題については皆様方にお配りした資料の中に入っておりますので、その中で進めていきたいと思っておりますのでできるだけ早く終わりたいと思っておりますが、皆様方のご協力をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。

3番目の事件ですが、所管事務調査です。これについては箱崎副委員長の方で非常に詳しいので、箱崎さんの方からご説明をお願いします。

○箱崎委員 皆様お忙しい中ありがとうございます。今工藤隆男委員長から詳しいという話が来ましたが私もそんなに詳しいわけではなくて、ただ子どもに関わる地域活動とか何かやっている中でこういうのが出てきたり、他に東京とかそういう所に行くところいうCFCIではないのですが、子どもに関する権利だとか何とかそういう会議に出させていたところだところこういうものがあるという認知ぐらいです。

早速、説明させていただきます。まずこのCFCIというのはチャイルド・フレンドリー・シティーズ・イニシアティブ。最初はIというイニシアティブが無かったらしいですが、CFCIと言っていたのですが、最後事業をやっているということでイニシアティブというところが出てきたところになっています。これの大本の根拠となるのが子どもの権利条約。普通でいくと子どもの権利条約と言われるらしいのですが正式名称としては児童の権利に関する条約ということで、皆様には資料が大量になってしまうのでお配りはしていないのですが、このような形で子どもの権利に関する条約というものがあります。国際連合だとか世界人権宣言だとか大きな枠組みの中で定められています。この第1条にある児童とは18歳未満の全ての者をいうところを考えると、内藤委員が先日言われました児童って何歳から何歳までなんだろうねというところをみるとこんなところが根拠になっているかなと。全てこれを網羅していくと全部で54条あるので、これを説明しても多分私もよくわからないし、皆様にとってもなかなか理解しづらいだろうと思いますのでこちらの方で。こちらは日本ユニセフのホームページです。子どもの権利条約というのは4つの原則がありまして、このような4つの原則で動いています。流れ的には1989年、平成元年にですね国連総会において採択されてその翌年に発効されています。日本は平成6年に批准した流れになっています。なぜ5年が経ってしまったのかは一部の専門家の話ではまだこの時期には日本では子どもに関する権利だとか、そういうものに対する正しい認識が無かったのではないかとされています。次、同じように4つの権利。こちら日本ユニセフ協会のホームページから引っ張っています。生きる権利、

育つ権利、守られる権利と参加する権利があるというところがこの権利4つに大別されていると言われていています。令和4年6月15日に国会で成立したのですが、翌年令和5年の4月1日に公布される子ども基本法。こちらが諸外国、先進諸国の中では遅れて子ども基本法案が通ったと言われていています。ここの赤字で書いているとおり少子化が進んで子どもの数が減少しているとか、児童虐待通報が急増しているとか、昨今新聞にもよく報道されていますが自殺の低年齢化、不登校の深刻化があって子どもにとって生きづらい時代になってきていると。というところで子どもの権利が守られるべきと。定める基本の法律がなかったということで日本はやっと重い腰を立ち上げて子ども基本法案が今回通ったというところ。この3つが何故必要なのかのところ、上から子どもの課題は相互に関連しているというところと地方自治体任せによる地域間格差があるよと。3番目に子どもだけ権利を守る基本法が無いというところで、子どもの基本法を作ろうとなっています。こちらの表は左からしょうがい者の権利、女性の権利、子どもの権利とあるのですが憲法でも定められていて、しょうがい者の権利は権利条約のもとに基本法がある。同じように女子差別撤廃条約というものが決められたその下に男女共同参画社会基本法というものが定められています。今あるのはその赤い部分ですね。子どもの権利条約の下に何もなかったと。これが他のヨーロッパはじめ先進諸国を筆頭にここがすぐできてというのが先ほどの子どもの権利条約が批准された後に法律が定まっていると。ただ、日本はここがずっとなかったので今回そこを作らないとどうやっていいのかわからないだろうというところで子ども基本法ができたと言われていています。

今度はC F C Iになるのですが、今説明させていただいたこの子どもの権利条約を具現化する活動がC F C Iになっていると。子どもをまちづくりの主体者、つまり大人が決めたものを子どもが守れというのではなくて子どもたちも発言する権利だったり、自分たちでこうしたいと言う権利があるんだよというのが世界的にも先ほどの基本法も含めてあるというところで今回C F C Iというものに落

としていこうと。日本ユニセフの取り組みになっています。同じように子どもにやさしいまちづくり事業というのは、ここの赤字であるように子どもも社会の一員として扱われまちづくりの主体、当事者として位置づけると。特に子どもたちが有益かつ包括的にまちづくりに参加すること。どんな子も差別することなく扱われるための政策と実効性が求められると。だから、まだまだできていないとかこれからやっていかないといけないのだろうなと思われま

す。世界の沿革なのですが、ここに記載のとおり先ほどいいました子どもの権利条約採択が1989年ということで、1996年にはユニセフによって子どもにやさしいまちづくり事業CFCIを提唱されています。2019年にはドイツのケルンという町で子どもにやさしい世界サミットが開催されていまして、2022年今現在40か国以上で子どもにやさしいまちというものを取り組んでいると。その2019年の子どもにやさしい世界サミットなのですが、こちらは皆様にお渡しすることができなかつたのですが、このように世界250以上の自治体が参加して開かれています。首長会議こちら10月17日から18日まで開かれていまして日本でもCFCIの検証作業を実施している自治体、こちらはその宣言に署名していますということで安平町も署名しているという形になっています。子ども会議も開催されていて、本当に子どもたちだけで会議を自分たちでしているということで32か国から65名の子どもが集まって、この準備に関しては子どもたちが自分たちで準備をして160か国以上の12万人を超える子どもたちが関わったという報告がされています。世界のCFCIはこんな形で世界地図を見るとこんな形で参加もしくは批准しているという取り組みになっています。

今度は日本になります。これは一番最初は東日本大震災で取り組みがあります。これは例えば被災した子どもたちが全く遊べない。今度は遊ぶと大人たちに怒られると。こういう悲惨な時になんでお前らは遊んでいるんだ。何を笑い声なんだって、子どもたちの笑い声、遊びが封じられたというところで、その時の取り組みとしては関東とか関西からそういう子どもの遊び場を作ろうと。子どもたち

に遊んで良いんだ笑って良いんだという取り組みをされていました。2018年日本型CFCIモデル検証作業が開始になっていて、その3年後に安平町を含め5自治体が日本型子どもにやさしいまちづくりの事業の正式開始に入っています。12月には実践自治体として承認されているという流れになっています。日本地図で表すとこの5つの自治体の実践取り組みをしていくと表明しています。こちら安平町もこのような形で実践自治体に正式に認証されたと。

今度は安平町が考えるCFCIは2022年2月の広報あびらで町の資料にも入っていたのですが、子どもたちの意見を聞きながら進めていきたいというところですね。子どもが当たり前で意見できるまちづくり。これは大人たちをないがしろにするということではありませんということで、最後4番目に子どもにやさしいまちは皆にやさしいまちですということで一番下に例えばということで高齢者やしょうがい者やバリアフリーという言葉で子どもたちの目線で考えるとこういう方たちにもやさしいまちになるのではないかとというのが今安平町が考えているCFCIの根本的な考え方です。CFCIで取り組む10の項目があるのですが、赤字で示させていただいたところが我々議員にとって近い存在になるのかなと。これ私個人の見解なので違うよという方は当然色々考え方があると思いますが、私はこのように考えてこっちは近いのかなと思ってこのような表示をさせていただいています。先ほど10の項目があるのですが一番下の自治体独自の項目という所で安平町は今このようなことを考えてやっていますと。こちら町ホームページ、広報から引っ張ってきているのですがこのような形でやっていると。地震をきっかけに子どもたちの遊び場、遊ぶ機会を作ったり学校を建て直しましょうということで進めているということで安平町日本型子どもにやさしいまちCFCIの10番目の項目というところで進んでいます。

子どもの参画事例ということで町田市はこのような形で市民参加型の事業評価ですね。こちらは高校生が設定した評価対象事業について市民と一緒に構成する評価人チームが担当者と議論したり事業

の問題や課題等を洗い出し評価している。その下になりますが、児童館子ども委員会とあるのですが、こどもセンターと町田市は言うらしいのですが、そちらの運営に関する事項について調査検討するために運営委員会を設定して運営委員会をやって子どもたちにやさしい活動ができているのかどうかを検証する取り組みをしています。それと右側にいきまして町田創造プロジェクト。こちらは町田の魅力を発信して町田の未来を考える若者グループは15歳から18歳対象としてやっています。その中で赤字で書きました若者が市長と語る会をやっています。それとその上の町田市の基本構想、基本計画策定への協力と。ここら辺も市長からの依頼があったということで進められています。これが町田の若者が市長と語る会ということでいくつかの子どもセンターでこのように若者と市長が直接語り合っ
て市はどんな考え方をしているのか、若者の自分たちの悩みとかこんなまちづくりをしてほしいという意見も市長と直接対話する活動をやっています。奈良市については、奈良市の子ども会議が2015年度からやっています、子どもにやさしいまちづくりについて話し合いを行って意見をまとめ市長に提出しています。ということでこれは奈良市子どもにやさしいまちづくり条例というものが基本的にあるからこのようなことができる。根拠はこの辺の条例となっています。今度はニセコ町です。ニセコ町はまちづくり基本条例にこどものまちづくり参加を規定しています。CFCIに取り組む以前の2002年、20年前から子ども議会を開催して役場の議会にてこども議員が町長や教育長や役場職員に対して代表質問を行っているという形になっています。同じように富谷市は市長を座長として富谷わくわくこどもミーティングを開催して子どもたちからの意見に対して市長が一つ一つ答えていく手法をとっています。安平町については先ほど報告したとおりです。今朝の新聞にもあったのですが、子どもの人権について考える一端として追分中学校が講演を開いていたりしています。なので教育的な要素もあれば遊びという活動もあれば人権という要素があればということで私なりの解釈としては子どもにやさしいまちづくりは幅広く捉えられているのだなと

ということまでご報告させていただきますが、町としても幅広い所があつてなかなかどうやって具体的に落としていくのかが進められていないのかなというのが私個人の考えるところです。

最後に道内で条例を制定している自治体がこのような形であります。全国では61自治体あるのですが、道内ではこのような市長が条例を策定しているというのが現状となっています。ということで一応私からのご報告は終わらせていただきます。では委員長お願いします。

○工藤隆男委員長 はい、ありがとうございます。非常に聞き慣れないことでしたので皆様方からご質問等があればお聞きしたいと思います。町内では箱崎さんが一番物事を知っているようなので、是非意見を出していただきたいと思います。

○小笠原委員 委員長いいですか。

○工藤隆男委員長 どうぞ。

○小笠原委員 箱崎副委員長がC F C Iについての中身を縷々説明しながら子どもにまつわる基本条例の策定が必要ではないのかというような、集約されたものを、子どもの基本条例を作った方がいいのではないのかということなのですかね。

○箱崎委員 それはずっと先の話で。何というか基本条例を作ったから子どもにやさしいまちというか子どもにとって良い町、安平町にとって良い町になるとは私個人としては思わないのですよね。だからまず現状ってどうなっているのだろうというところを知らないで条例を作ってもというのがあくまでもこれは私個人の考え方ですよ。だから早急にそれを作るべきだとは私は思わないのです。

○小笠原委員 今の課題ってこんな酷いんだ。安平町の子どもの実態は。酷いの。

○箱崎委員 どういうことですか。

○小笠原委員 いやいや勉強しているから、こういう課題があるからこうしようということがあるから箱崎副委員長は言っているのでしょ。この課題って何。

○箱崎委員 だからそれを皆さんでこれから検証していきましょうと。私個人の考え方になってしまうので課題は。それを総務委員会で取り上げてもらって皆でそういうことを検証していきませんかというのが私の今回の趣旨です。

○工藤秀一委員 はい。

○工藤隆男委員長 工藤秀一議員。

○工藤秀一委員 今、資料から説明を受けて最後に具体的な例があるかなと思いますが。考え方としては子どもにやさしいまちづくりで優しくないところがどんなところにあるのかとかこの4つの権利とかで言うと、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利とあって、その生きる権利は住む場所や食べ物があって医療を受けられる、命が守られる。逆に言うとこれがこうなっていない人も中にはいるだろうし、育つ権利で言うと勉強したり遊んだりして持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できるというそういう環境にない方もいるのかもしれないし、そういう方々をどうやって町として守っていけるのかを挙げていって一つ一つ改善してほしいところなのかなとずっと思っていたのだけれども。今回具体例がないので他の町でそういった具体的な事例があって、それに対して総務委員会の中で揉んであげていくかということなのかなと思うのですが、そんな流れで。

○箱崎委員 今ここに出したのですが、こういうことをやっているというのがあ

るのですよね。ただ、今工藤委員が言われたようにどちらかというところ。福祉的なところ。子どもたちの意見を吸い上げましようと言いつつながらも本当に子どもたちの人権だとかそういうところをやっているという地道な取り組みになると思うのですが、そういうところのことをやっているという所はまだないと思いますね。だから、こども食堂だったり個別にはあるのでしょうか。それを子どもにやさしいまちづくりというところの取り組みとして、こういうことをやっていますというのはちょっと私が調べた限りではないです。あるのかもしれませんが。

○小笠原委員　そういうふうにするなら。議員全体の責任問題も。

○箱崎委員　　どういふことですか、議員全体の、

○小笠原委員　子どもにやさしいとか子どものためにという箱崎副委員長言っているけど、遠浅小学校のいわゆる廃校の問題について私は現地のPTAと子どもと会いましたよ。その子どもはやっぱり残してほしいと。遠浅小学校を。しょうがい者の方もいましたよ。当初は学校選択制度をやって残すという教育の方針の中で一方的に無くしておいて、それを承認した議会が今更何が子どもにやさしいのかと。箱崎議員わかってるのかい、その経緯。子どもにやさしい子どもの意見を聞きながらってわたしは実態論として聞いてきたよ、父兄にも。遠浅小学校行って。私は責められましたよ。あなたは議会の中では選択制度で遠浅小学校を残すと言ったじゃありませんかと。結局安平町の考えというのは自分たちの方針のとおりやっているだけであってお題目の子どもが住めないということにはなっていないんだって。だからそこ辺りはきちんと検証していくかい。いくのかい。

○箱崎委員　　遠浅小のことだけではなくて、

○小笠原委員　いやいや一つの個別のことで。

- 箱崎委員　そこだけやったってしょうがない。
- 小笠原委員　個別なものでやってくれなかったらどうやっていくのしたら。
- 箱崎委員　だから一つ一つ、
- 小笠原委員　総体的なファジーでやったって何もならない。個別の問題をどうしていくのか実例を挙げて具体例を挙げて我々議会の対応はどうだったのか反省しながらやらなかったら進まないでしょ。全体的な子どものためにも子どものために何をするのか。そこまで突っ込んでいくのかい。
- 箱崎委員　それは私は今こういうことを提案しているだけであって、それを決めるのは総務委員会です。
- 小笠原委員　提案、考え方として突っ込んでやるかい。やっていくの。
- 箱崎委員　やってもいいと思いますよ。
- 小笠原委員　やる気はあるのかい。
- 箱崎委員　ええ。それは私個人ですよ。
- 小笠原委員　いやいや、あなたが提起してこれをやりたいと委員会でやっていくならそこまで入り込んでやる覚悟があるのかいと。検証していくのでしょ。
- 箱崎委員　そうです。いや、検証するのは今回の取り組みではないですよ。検証も含めて何を皆さんで総務委員会ですることができるのかなど。総務委員会でやったって無理だという意見もあるでしょうし、何かできないかなど

いう話もあるだろうし。だからそれを今回私がやって、もっと実態論とか聞きたいというのであれば次回教育委員会の担当者の方に説明してもらおうとか。

○小笠原委員 実態論はわかっている。それが本当に子どものためにしたいという中身だったのかいと。検証しながら総務常任委員会の中で入りこんでいって議論して我々自らの反省も含めながらやっていくかい。そうしないとファジーで何が起きているこの事象をどうしていくのかをやらなかったら全体論を言ったって、こんなもの挙げたって教育委員会だって町だってちゃんとやってますよと言うよ。教育行政もちゃんとやってますって言うよ。私たちはちゃんとやっていますと言う。もちろん言わなかったら大変なことになるからね。だからこういう事象があるでしょうということを対比してくれなかったら私はダメだと思っから、そこまでやっていくのですねと確認しています。事象を挙げながらやっていくことかい。総務常任委員会で。そこまでやっていくということだよ、こういう事象が安平町の全体の子どもの中にこれだけのものが実態論を持ち出して色々なことが起きていると。しからば今の安平町の教育行政はなっていない。最終的にそこに行くよ。突っ込んでいくかい、そこまで。

○箱崎委員 それを総務委員会で決めていただきたいのですよ。

○小笠原委員 いや何を。

○箱崎委員 だからそこまでやるのかいという話を。私がやりますって言っても、

○小笠原委員 委員会の中で提起だから。この総務常任委員会のこの問題提起があったから、どこまで方向性をもちながらやっていくのか俺たち見えてないの全然、わからないんだわ。総務委員会でどこまで突っ込んでどこをいわゆる明らかにしていくのかということが見えてきていないの方向性が。だからやるとするなら安平町の子どもの実態を含めなが

らもう一回全部突き上げて、割り出して。実態論を見ながらそれらを含めて教育行政に対して是正なり改善を求めるという方向性で総務常任委員会がいくという判断でよろしいですかと。

○箱崎委員　そこはまだ早いと思うのですよね。だからそのためにも次回でも行政の話聞いて、そう言っているけど実態は違うのではないかという話とかしていったらいいのではないかと私は思いますけど。

○小笠原委員　いやいや箱崎さん、行政の話聞いたって俺たち全部議員だもん聞いているでしょ。教育行政方針で全部、予算も全部聞いているでしょ。だからそれで俺たちが何を聞くのかということになってくると、我々がいわゆる実態論を引き出して、ここが問題点だとぶつけていかなかったら。だって聞いたってやっていますって言うよ。

○箱崎委員　だから実態論を言われるということは、実態にあるということじゃないのですか。

○小笠原委員　だから実態論をあぶりだしていく方向で行くのか。この安平町では何が課題で子どもたちの、それをどうやって克服していくんだと総務常任委員会の中で、という方向性でいくのかね。だからどういうふうな道筋を立てて子どもが関係する部分についていくのかがちょっと見えてきていないので、そこ辺りきちんと。

○箱崎委員　そうなのです。だからこそ行政の話とかどこかに行ってみるとか、そういうことをやって安平町ではここができていないのではないかとか、できているのではないかとか私としてはやっていきたい。その上で照らし合わせてやっていくとか、実態論とかというところをやっていかないと、なかなか今のところここで何かを決めようと言っても決め切らないというか。

○工藤隆男委員長　わかりました。総務常任委員会では何をするかということをお初め

に決めていかないと。提起を受けたわけだから何らかの形で進めていきたいと思います。僕らから見ると各学校の実態調査をしていくとかしていかないと。ただこれは提起を受けただけで進んでいかない状態になるので、一応総務常任委員会の中で受けるわけだから。受けて説明を受けたわけだから、したから少しずつ進めていきましょう。実際論として今子どもがどこにいて、あんなにいてということがわからないわけだから。議論も含めて広めていくことが必要だと思います。一応総務常任委で今の提起を受けたので前に一步進めましょう。そうすると今何をしなければならぬのかから進めていかなければ。一步踏み出しましょう。

○内藤委員 いいですか。

○工藤隆男委員長 はい、どうぞ。

○内藤委員 この間の議会の時にもC F C Iって鳥越さんの発言の中でおっしゃっていて。私わからなかったのですが帰って調べたらこういうことかと思ったのですが。安平町の広報にもこのことが2月号に載っていたと言われても私は全然それを見た覚えがなくて、それぐらいの認識で本当に恥ずかしかったのですが、でも唐突にC F C Iとか言われてもピンとくる人がどれだけいるのだろうかなど、

○箱崎委員 おっしゃるとおりです。

○内藤委員 その時に思ったので。色々なことに共通するのですが、わかりやすい説明というのはいつの時も必要ではないかなというのが。だから世の中がこの言葉を子どもにやさしいまちづくりということでこのC F C Iという言葉を使っているのかもしれないのですが、いきなりそこから始まるのではなくて、もっとわかりやすい言葉で私は町民の人たちが理解できる情報を流すということがすごく大事だと思うので。そういう今の議論とはちょっとかけ離れてしまうかもしれませんが結構

そういうことって多いなというのが実感としてあって、そこは何かすごく配慮が必要ではないかなと。これをやっていくにしても情報発信しながらやっていくことってすごく大事だと思うのですが、そこも情報発信の仕方は配慮することで町民の方も理解するのかなと聞いていて思いました。

○工藤隆男委員長 はい、わかりました。まずはこれを提起を受けたことを前提として、この子どもたちのまちづくり事業について具体的にどう進めていくのかを論議しましょう。

○三浦委員 はい。

○工藤隆男委員長 はい。

○三浦委員 ゴールを決めないとどう進めるか決まらないと思いますが。最終的にどこまで持って行ってどういう到達でやって、やっていくのかということを決めないとその過程を決められないというか。

○工藤隆男委員長 ここに出ているでしょ。1ページ目に。子どもの権利条約4つの原則って。

○三浦委員 これをするためにじゃあその一歩手前まで何をゴールに持つていくのか、小笠原委員が言ったみたいに突っ込んでやっていくのか。例えば、この子どもたちに対する予算付けがされているけれども一个一个の事業に対してどうやったかという検証をして実態を確認して、じゃあこの事業はどうだったか、今後どうしていくのか、やりたいのか。そういう具体的なことがなければ、じゃあどうするのとお手上げになってしまうかなと思うんですけど。

○工藤隆男委員長 確かに三浦さんが言っていることはわかるのですが、この4つの原則を最初から求めてやると非常に難しいと思うのですよ。それを

4つを一つずつ分けて進めていくなら進んでいく要素が十分にあると思うのですが、4つをいっぺんにやるのは非常に難しいと思うのですよ。

○小笠原委員 いや確かに委員長、4つの権利は捉え方は各々の議員皆違ってくるんだわ。私から言えば生きる権利なら町が全部お子さんのお金全部負担すれと。いやそこは財政があるから無理だという人もいるだろうし。育つ権利、給食費無料にしると言っても、いやいや給食費は時期尚早でまだだという。割れるんだわ考え方が、ファジーにいくと。だからここで詰めていくとして4つの権利にこだわるなら生きる権利として総務常任委員会としたらやっぱり妊婦さんにかかる問題、出産時のお金は全額町の負担分。健保組合から出ない分は町が出していく方向でいくとか、そうでなかったら給食センターを無料にするとか。安平町独自で3歳未満児の保育料をまず町独自で払ってやるとか、そういう議員の意見がいっぱいあるんだわ。だからそういう意味でこれ極めて難しい問題で捉え方によって全く違ってくる問題があるから、そこ辺り含めてきちんとどういう方向性で子どもの権利、委員長が言われた4つの権利に対するわが町としてどうしていくのかをきちんと方向性を持っていくという話し合いをしていくんならいいんだよ。特に私が言いたいのは守られる権利。これも個人情報をかなり、この問題はデリケートな問題で今箱崎さんが言ったように虐待も含めてあることとか、子どもにご飯も食べさせないで遊んで歩いていると言ったらおかしいけれども、食事もさせない、子どもに対してきちんとしたご飯も食べさせてあげられないという家庭だってある。だからそこは入り切れない問題もあるし我々自身が。だからそんな意味でどうしていくのかの問題もあるし。全体的なものを盛り込んでいくなら子ども基本条例をとりあえず作る方向で、総務常任委は条例化していくために総務常任委員会としては進んでいくのか、関係市町村の条例等を見ながら条例化を出していくという方向性でいくのかって決めなかったら、ちょっとボケちゃうので。私は箱崎さんが言ったように、早いって言ったけど我々総務常任委員会できると言ったらこの子どもの基本

条例の制定に向けて総務常任委員会が研究して進めていくという方向しか出ないのかなと思っているんだ。だって教育委員会、さっき言ったように呼んだってやっていますって、町長呼んだって町長はこの件はちゃんとやりますって、広報あたりにも載っていますし、ユニセフから認定された実践自治体としてやっているのだから、町長は自信を持ってやっていますと言うよ。何言ってるんだやっていない、具体的にどうなのよってなったらそれはそれぞれの議員の捉え方だから、あなたの言っていることはやってるとかやっていないとか、そんなもん総務常任委員会でやってるやってないとか。個々の議員が一般質問の中でやればいいことだし。だから、やるなら子ども基本条例制定に向けて総務常任委員会で研究をしていくという方向性しか出せないんじゃない今。作ればいいってもんじゃないけど。作ったって美辞麗句の言葉を並べて実態論に合っていないといったら意味がないけれども、でもそういえばまちづくり基本条例もそうなんだ。本当に基本条例に基づいてやっているのかってあるけれども、でも作ることによってきちんと方向性が見えてきているから。だからまちづくり基本条例も作っているし、だからその方がいいんじゃないかなと。

○内藤委員 委員長。

○工藤隆男委員長 はい。

○内藤委員 もしその条例を作る方向に行くとかって言うのだったら、それこそ町民参加の、子ども参加のそういうふうな作り方。多分そういうのは全然チャレンジしたことがないからまたそれは議論になるかもしれないけど、色んな話で本当に町民参加の条例というのが作られてきていて、そうやって時間を掛けてやっていくことでまさにその人たちの条例になっていくということもよその町とかから聞くと、手間はうんとかかるし私6月議会の時にそれを食育推進条例だったかな、そういうものを作ってほしいという時に町民参加でと言ったのですが、今の時代のことを考えるとそういうところに町民と子どもが入ってくるのは

すごく当然なことなのではないかなと思って、それをもしやるならできたらいいなと聞いていました。

○工藤隆男委員長 ありがとうございます。あとご意見があれば。今内藤さんから言われたこの取り組みをやっていくかやらないかということが課題になっていると思いますので、それを取り組むのであれば総務常任委員会として取り組むことになりますので。それをやるかどうかで決めるか、もしくは時期尚早として話を進めるかということになるかと思いますが。

○箱崎委員 いいですか。

○工藤隆男委員長 どうぞ。

○箱崎委員 先ほど小笠原委員からあったように役場もやっているよという話も確かにあるかも知れないのですが、そう言いながらも一回行政は行政で今どこに悩みをもっているのかとか、逆にCFCIを進める上で、そういうものも含めて一度教育委員会になろうかと思うのですが、話だけでも聞いて、それから委員会としてどういう方向性を見出していくのかもありませんかと思っています。

○内藤委員 はい。

○工藤隆男委員長 はい。

○内藤委員 教育委員会方向になりがちかもしれないのですが、子どもって福祉の方の問題もすごくあって、そこは教育の方がやるなら福祉の方も話も含めて聞いてみたいと思います。

○工藤隆男委員長 どちらにしてもこれも一つの考えた場合、色んな分野でもつながりがあるから教育委員会だけではいけないと思うのですよ。やっぱ

り福祉の関係とか色々出てきますけれども、まず今の総務常任委員会でどう進めていくかということだけを決めたいのですよね。決めることで進め方も変わってきますので、今の箱崎さんから提起を受けたことについては進めていくということによろしいですか。ちょっと後戻りするのですが。それから一つ一つの部分について論議していきたいと思うのですがいかがですか。

○小笠原委員 何を聞くの。よくわからない。

○工藤隆男委員長 実際面として子どもの数はわかるよね。だから子どもの数がわかってても病気を持っている子どももいるだろうし、色んな部分があるからそのデータをいただいて皆で検討すればいいのではないかと思うのですよね。どういうふう子どもを手助けすることができるかも含めて考えた方が。

○小笠原委員 いやそこまで入り込むのかい。それはある意味では個人情報だつて出せないものがあるし、なかなか難しいと思うよ。早い話が発達障害児は何名いるのですかって聞くのかい。そんなこと聞けないでしょ俺達。そこまで入っていけないから俺は箱崎副委員長が教育行政で何を聞きたいのですかと、狙いが。だから悩みを聞いてくると言ったって、悩んでいますと言うかい。俺は言わないと思うよその課題、問題点というのは。今ある学校内とPTAとの関係も含めてこういう課題がありますよというぐらいで言ってくれるのかなと思うけど。だから何を聞くのかなと。

○箱崎委員 いいですか。内藤さんから今ご提案いただいたように教育行政だけじゃなくて、この子どもにやさしいまちづくりに向けて福祉も含めて今どういう方向性で走っているのかという話をもういっぺん、これあくまでも僕が町から色んな情報貰ったり、ネットで引っ張ったり、書物から引っ張ったりした情報なので、本当に行政としての正しい情報と言ったら自分を否定してしまうので。そういう情報をもう一度自分

たちで入れてこれで何をすべきかという話でもいいのかなというのが先ほど教育行政に偏ってしまいましたが、町としてどういう取り組みをやってどういうふうにしていっているのかというところを聞いてみてもいいのかなと思うのですけど。

それからさっき小笠原委員からご提案があったように条例案に走るのが、一つ一つ個別の一つのところに絞ってやっていくのかという話し合いを持たれてもいいのかなと私は思います。

○工藤隆男委員長 今箱崎さんが言われたことは重々わかるのですよね。ただ進め方の問題もあって、そして深く入り込むことができない部分もあるので。箱崎さんから提起を受けた問題についてどういうふうに進めるかも含めてご意見があればお聞きして全体で確認して進めていきたいと思います。

○工藤秀一委員 はい。

○工藤隆男委員長 はい。

○工藤秀一委員 箱崎さんが言うように僕らも町の方でどういうふうに進めていっているのかも状況がわからないことがありますし、その4つの権利についてもどういった実態があって、それが僕らはどこまで関わっていけるのかわからないけれど、そういうところも含めて説明を受けて、それから自分たち総務委員会としてどういったことができるかをその後でやっていけばいいのかなと思いますね。

○工藤隆男委員長 内藤さん、どのように考えていますか。

○内藤委員 こういう条例づくりというのは実を言いますと私たち安平の自然を守る会の方で条例を作ろうとっていて、先生を呼んで条例ってどうやって作るんだろうとか、そういう本当に基本のキを勉強しようと思っているのです。今ここで条例と出たので皆さんもそこに来ていた

だけたらいいなと思いながら聞いていたのですが。その各課から話を聞いたことで問題の洗い出しになるかどうかはわからないのですが、でも現状はそこで知ることができると思うので。私たちが現状を知ることって大事じゃないかなと思いました。

○工藤隆男委員長 はい。三浦さん。

○三浦委員 私はさっき言ったとおりですが。ゴールさえ決めていただければ何やっても決まると思うのでそこを決めればいいのではないかと思うのですけどね。条例作るなら条例を作る。じゃあその条例を作るには子どもの権利条約を基本としてそれに基づいて作っていく、じゃあ町民を参加させると決まるだろうし、実態の洗い出しだけをしたいのだったらそれはそれで別な方向が見えてくることになるだろうし、ということだと思います。

○工藤隆男委員長 小笠原委員。

○小笠原委員 聞いたら俺喧嘩になるぞ。何言ってんだお前って。

○三浦委員 わかります。突っ込みどころ満載だもんね。

○小笠原委員 足りないべやって。もっともっと金出せってなっちゃうし。中身的には俺たち議員だからそれぞれの中にきちんと条例を含めて流れを掴んでいるのだから。その中で皆三浦さんも含めてもっと給食費の問題とか出してくれって一般質問で要望しているし、内藤さんも食で地元のものを使うようにやってくれって要請をしているし。だから黙って聞いていろっていうなら黙って聞いていますよ私。

そういう方向性で教育委員会、健康福祉課を含めて子どもに関する実態論として安平町はどこまでやっていくのか聞いておきたいというなら聞いてください。総務常任委員会の中で担当者を呼んで実態を聞きますっていうならそれでいいし。ただ、私は最終的には子ども基本

条例を作ってほしいから箱崎さんが載せているような気がするんだ。
ニセコ町の出しているっていうことは、これ町としても条例は必要なんだなという考え方だからその条例に向けて勉強していくし、きちんと総務常任委員会で勉強して安平町に合った子どものための条例ということで、三浦さんが言ったのは最終目的はそこに持っていきこうというなら、

○三浦委員　それならわかるよね。

○小笠原委員　方向性で行くっていうなら、

○三浦委員　実態含めて、最後にそこに持っていきたいというならわかる。遅いとか早いとかはないと思う。

○小笠原委員　じっくり考えて。条例だから。

○三浦委員　時間掛かるので。

○工藤隆男委員長　簡単にできるものではないからね。

○小笠原委員　でも今任期中には作っていききたいというね。総務常任委員会で提起されて今期中には作っていききたい方向性をきちんと決めて。それに向けて色んな子ども権利条例に向けてパブコメやみんな集めて聞いたり、現職の保護者の皆さんに聞いて総務常任委員会で進めていくとか。その方がいいのではないかなと。

○三浦委員　明確だよな。

○工藤隆男委員長　簡単にできるものではないので。勉強会を開いて最終的にもっていくという考え方をしていますから、だから今期あと3年度余りになりますが、その間ずっと論議をして今日明日に出すというものでは

ありませんので論議は続けていきたいと思えます。問題は進め方なのですが、今は箱崎さんの方から提起を受けたものを聞きました。これをどう進めていくかも含めて皆さんと論議をしたいと思うのですが、一応条例を含めてという話を受けましたから、将来的に条例を含めて提起をするぐらいの勉強会をしていきたいと思えますので、それも含めたご意見があれば出していただければと思えます。今後の問題も含めて。この問題については今すぐの問題でもありませんので、この次の常任委員会でも意見を出していただいて、1年間論議をしてその後でも遅くはないと思えますので、

○小笠原委員 条例はね。箱崎副委員長が言ったように町行政、健康福祉課、教育含めてそれぞれで理事側の話を知りたいというなら別に、時期を局長と意見調整しながら委員長の方でやっていつごろ知りたいということであるという方向性であれば構わないですけど。

○工藤隆男委員長 となると例えば子どものことですから単に教育委員会だけではなくて、三浦委員が言うように課も関係します。それについては進めていくということでもよろしいですか。この後の進め方も含めて事務局と相談して進めていきたいと思えますけれども。簡単に結論だせる問題ではありませんので、皆様と一緒に論議をしながら進めていきたいと思えますけれどもそれでよろしいですか。

○木林局長 委員長。

○工藤隆男委員長 はい。

○木林局長 今のお話をまとめると、とりあえず次は町の担当の方から説明を受けて、その範囲が福祉まで入れるのかどうか分かりませんが、とりあえず話をお聞きします。その上で条例の制定に向けていくのか、小笠原さんが言うように大きな課題があるのでそっちに向かっているのか、それは次回以降の話の中で。とりあえず一回話を聞いてそれを考

えていくという整理でよろしいですか。

○工藤隆男委員長 いいです。

○多田議長 はい。

○工藤隆男委員長 多田議長。

○多田議長 僕の方からちょっと。今色々な意見が出ましたけれど、ウチの行政の方も子どもにやさしいまちづくりと行政の柱として今やっているの行政の方でもこのこの子どもの基本条例が自分の所に無いということになれば今やっている事業の到達時期もありますから、その時期に合わせて恐らく色々なことは考えていると思うんです。それは行政サイドの話ですが、委員会としては調査目的をはっきりして作業するのが建前ですから、今意見が出たように今回は情報提供という形で勉強して基本的なことは勉強してほしいと提案だったのでしょうけど、それを先、提案者が条例制定かまだ考えていないという発言だったのでそこでみんな答えに迷ったと。基本的にはこの条例があった方がいい方向で自分たちはどうやっていくのか、その時に条例を作るということを委員会として要望しないと三浦委員が言ったように到達点が見えてこないところがあると。ですからできれば委員会として安平町にはこれが必要ですねというところから始まって、そのための調査をするのであれば教育委員会、それから健康福祉課を呼んで色々勉強だとか現状報告だとかの調査はできるのです。それに進んでいってもっと子どもたちの話を聞きたいということであれば、委員会として申し込んで、それぞれの学校とか各年齢層に分けて調査することは可能だと思う。委員会としては、任期中で1回目途を付けなければいけませんので、そのスケジュールを考えながら進めていかれた方がいいのではないかと。条例というのは本当に議会基本条例を担当した者として本当に専門用語が大変ですので、そこに行くまでの準備段階でも到達目標がないと基本条例を作るということがないと色々な調査、依頼もし

づらいでしょうから。説明する方も説明しづらいと思いますのでその辺もって考えた方がいいかなというふうに感じています。

○工藤隆男委員長 今もう1時間ぐらいになるのですがフリートークの中でお話しをしていましたから。具体的にどのような進め方にするかについてまだお話をしていませんので。今フリートークの中に箱崎さんの今の提起した部分以外にも出ていますので。まずこの今の箱崎さんからいただいた子どもにやさしいまちづくり事業について、この総務常任委員会の中で論議して将来的には条例を含めたもとして提起するように進めることでいかがですか。これについて反対の意見があればいただいてまた論議したいと思います。

○小笠原委員 いや、委員長。

○工藤隆男委員長 はい。

○小笠原委員 方向性だけだよ。作るではなくて必要ないという議員だっていると思う。理事者側もまちづくり基本条例あるから包括されてるからあえて作る必要性がないという考え方もあるだろうし。ただ、総務常任委員会については子どもに関する条例について制定に向けて研究、勉強していくという方向性。できればもしそれが全議員が一致できれば今期、任期内に作っていききたいという方向性だけで。作ると言ったらまた生意気なことになるから、議長が言われたとおり大変な作業になってしまって皆の理事者側を含めて意見一致して作っていかなかったら進まないから。それは総務常任委員会はいわゆる基本条例については基本条例という勉強をしていくと。できれば今期中に皆さん理事者側、全議員の理解が得られれば今期中に作っていききたいという願望と言ったら怒られるかもしれないけど、それしかない。

○工藤隆男委員長 今色々意見がでていきますので、この意見についてはその後も継続審議をしたいと思います。その中で新しい方向性の違う意見も出て

くる可能性がありますので、その後論議を続けていきたいと思しますので、よろしければ次回もこの論議をしていきたいと思しますのでよろしいですか。

○小笠原委員 あと局長あれかい。基本条例、こども条例に向けて総務常任委員は研究したいということのを他の議員に伝える必要があるのかね。

○木林局長 もしそういうことであれば。した方がいいと思します。

○小笠原委員 作るというのではなくて研究していきたいという、総務常任委員以外の他の議員には教えた方がいいでしょ箱崎さん、その方が皆ね。

○箱崎委員 はい、ありがとうございます。ちょっと補足説明させていただくと、ちょっと私の言い方がまずかったのですが、私は条例が必要ないという立場ではなくて。ただ、その今すぐ条例に向かってというより今回初めてというか1回目なので、そこで条例作りましょうというのではなくこういう説明をさせていただいて、次回行政だとかそういう話を聞いて条例を作っていく構成で行けるのではないかなというのが私の流れだったので、話の仕方がまずかったことはお詫びします。

○小笠原委員 いやいや、出ているからさ。

○箱崎委員 それは例ですからね。以上です。

○工藤隆男委員長 子どもにやさしいまちづくり事業については、今後総務常任委員会の中でお話をしていきたいと思します。結論はどうか分かりませんが、結論というよりも、どういう方向性になるかわかりませんが、みなさんのご意見をまとめて将来的には教育側に町にこのように改善してくださいということが可能なものになればいいと思しますので、今後ともこれについては論議するというということによろしいですか。そしたら皆さん方のご意見はこの後継続してお話するということで承

諾を得ましたので、今後ともそうするという事です。

それでその他の事項で何かご意見ありますか。なければこの次の総務常任委員会の中でもこの議論をしたいと思いますので、これで1時間経ちましたので、その他の中でご意見がなければ終わりたいと思いますけれども。次回については今事務局と相談していつするのか含めて検討していきたいと思いますのでよろしくお願ひし、またご案内を差し上げようと思いますがよろしいですか。なければ終わっていきたいと思います、どうもありがとうございました。

○一同 お疲れ様でした。

(終了 11:05)

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、安平町委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長